

令和2年6月23日

在学生の皆様

学生支援課長

緊急事態宣言解除後の入構について(第2報)

緊急事態宣言解除後の本学の対応について(第3報)により、これまでの入構許可に新たな許可対象が加わりましたので、6月29日以降の入構は以下のとおりです。

1. 新たな入構許可の対象となる事項

(1) 用務先と入構理由を申し出て、学生証を守衛室に提示することにより入構できる場合

- ・各課への窓口相談(ただし、教採関係の相談は許可制を継続します。)
- ・証明書自動発行機による各種証明書の発行(健康診断証明書は除く)
- ・通学定期乗車券購入カードの発行
- ・大学構内にある資料、荷物の持ち出し
- ・生協での購買

(2) 許可書(メール通知文)と学生証を守衛室に提示することにより入構できる場合

- ・TA、SA業務
→ 教員から事前に許可を取ってください。
- ・教員から連絡があった場合の面談等
→ 教員から事前に許可を取ってください。
- ・音楽、美術、書道、体育施設、実験室の使用
→ 指導教員、学年担当教員または施設の管理者から事前に許可を取ってください。
- ・保健センターでの健康診断、健康相談、学生相談、健康診断証明書の発行
→ 保健センター(hoken@nara-edu.ac.jp)へメールで事前に申し出てください。
- ・図書館の図書資料等を利用する者
→ 図書館(lib-service@nara-edu.ac.jp)へメールで事前に申し出てください。
* 詳細は後日掲載する図書館のHPでご確認ください。
* 他の用務で入構された方も、人数制限等がありますが、当日図書館を利用することができます。

2. すでに入構許可の対象となっている事項

(1) 非対面授業の受講に支障がある場合

非対面授業の受講に支障がある学生を対象とした入構許可について(お知らせ)

<https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/corona2020/hitaimen.shisyuu0527.pdf>

情報館座席予約システムはこちらから

https://jisedai.nara-edu.ac.jp/open/netcommons/htdocs/index.php?page_id=729

*なお、対面授業のため入構し、非対面の授業を構内で引き続き受講する方など、他の用務で入構された方も、事前に予約システムにより情報館を利用することができます。

- (2) 対面授業実施について教員より連絡があった場合
対面授業等受講に係る留意事項について（改訂版）

https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/corona2020/taimenjugyo_kaitei.pdf

※学生からの申請は不要（教員からのメール通知文と学生証を守衛室に提示）

3. 上記以外でやむを得ず大学への入構が必要な場合

(1) 申請方法

以下の内容を記載して本件連絡先（service1@nara-edu.ac.jp）にメールしてください。

件名 【入構の申出】

- ① 学生番号・氏名
- ② 入構日時 ○月○日（○） ○時～○時
- ③ 用務先（具体的に記入して下さい）
- ④ 理由

(2) 入構可能時間

平日 9時～17時

(3) 申出日

入構希望日の3日前の13時までに申し出ること。ただし、土日祝日は除きます。

(4) 許可された場合の入構方法

守衛室にて学生証と入構許可画面（許可時に受け取ったメールの画面やその画面を印刷したもの等、許可されたことがわかるもの）を提示し入構してください。

【本件連絡先】

学生支援課学生担当 service1@nara-edu.ac.jp